

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月29日

独立行政法人日本芸術文化振興会  
国立文楽劇場部長 中島 敏隆

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 国立文楽劇場外回り改修工事
- (2) 工事場所 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- (3) 工事概要 本工事は、国立文楽劇場東西南北面の外壁、回廊部並びに屋上等について改修するものである。
- (4) 完成期限 令和3年3月19日

### 2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格において、令和2年度の「建築一式工事」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から入札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、建物延べ面積が10,000平方メートル以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場に係る、元請け契約金額が3,000万円以上の規模の外装改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (6) 平成17年度以降に完成・引渡しが完了した工事において、掛け面積1,500平方メートル以上の外部足場設置について、施工管理実績を有すること（下請としての実績でも可とする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
  - ① 1級建築士又は1級建築施工管理技士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 平成17年度以降に上記(5)及び(6)に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出すること。
- (8) 大阪府、京都府、奈良県、和歌山県又は兵庫県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

### 3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号  
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部事業推進課事業推進係 下村  
電話番号 06-6212-5085 (ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法  
入札説明書は、令和2年7月29日(水)から独立行政法人日本芸術文化振興会HP (トップページ>入札情報一覧) 又は上記(1)にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所並びに方法  
令和2年7月29日(水)から令和2年8月20日(木)午後5時まで  
上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。  
※(1)～(3)の受付は土曜、日曜及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
- (4) 競争執行の日時及び場所  
令和2年9月3日(木) 午後2時  
大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号  
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場 5階会議室

### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 誓約書の提出 本競争の参加希望者は、申請書提出時に、分任契約担当役(独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部長)が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (8) 誓約書の遵守 上記(7)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HP トップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意し承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (12) 詳細は入札説明書による。